

松江労働基準監督署発表

令和6年4月25日

| | | |
|---|------------------|------|
| 担 | 松江労働基準監督署 副署長 | 西川竜行 |
| | 第二方面主任監督官 | 湯淺晋平 |
| 当 | 0852-31-1165 | |

労働安全衛生法違反容疑で書類送検
～物体の落下による危険防止措置を講じなかった疑い～

松江労働基準監督署（署長 諏訪田 浩）は、本日、株式会社塩月工業及び同社現場代理人を労働安全衛生法違反の疑いで、松江地方検察庁に書類送検した。

1 被疑者

- (1) 株式会社塩月工業^{しおつきこうぎょう}
本社所在地：福岡県春日市
事業内容：土木工事業
(2) 現場代理人 A（男 36歳）

2 違反法令（別紙参照）

被疑者株式会社塩月工業及び被疑者Aに対して
労働安全衛生法違反
同法第21条第2項（事業者の講ずべき措置等）
労働安全衛生規則第537条（物体の落下による危険の防止）
同法第119条第1号（罰則規定）
同法第122条（両罰規定）

3 被疑内容

被疑会社株式会社塩月工業は、福岡県春日市に本社を置き、主に土木工事業を営む事業者、被疑者Aは、島根県松江市鹿島町で施工する土木工事現場における現場責任者である。

被疑者Aは、令和5年12月21日、同現場で、鉄骨の撤去・搬出作業を被疑会社の労働者Bに行わせるに当たり、労働者Bの頭上には建物の基礎工事をする前に打設されたコンクリートがあり、構造上建物の梁にボルト等で固定されていないことから、当該コンクリートが落下することにより、労働者に危険が生じるおそれがあったのに、防網を設け、立入区域を設定する等、危険を防止するための必要な措置を講じることなく作業を行わせた疑いがある。

労働者Bは落下したコンクリートの下敷きになり死亡した。

法令条文

労働安全衛生法 抜粋

(事業者の講ずべき措置等)

第 21 条

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

(罰則規定)

第 119 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項若しくは第 4 項、第 31 条第 1 項、第 31 条の 2、第 33 条第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条、第 35 条、第 38 条第 1 項、第 40 条第 1 項、第 42 条、第 43 条、第 44 条第 6 項、第 44 条の 2 第 7 項、第 56 条第 3 項若しくは第 4 項、第 57 条の 4 第 5 項、第 57 条の 5 第 5 項、第 59 条第 3 項、第 61 条第 1 項、第 65 条第 1 項、第 65 条の 4、第 68 条、第 89 条第 5 項(第 89 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。)、第 97 条第 2 項、第 105 条又は第 108 条の 2 第 4 項の規定に違反した者

(両罰規定)

第 122 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 106 条、第 107 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則 抜粋

(物体の落下による危険の防止)

第 537 条

事業者は、作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、防網の設備を設け、立入区域を設定する等当該危険を防止するための措置を講じなければならない。